資料１

一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しについて

【中間答申】

（案）

令和元年●●月●●日

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会

目次

はじめに.....1
１．舞鶴市の一般廃棄物処理施策の概要、ごみの現状について.....2
２．審議事項の概要.....4
３．中間答申.....5
４．一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しと新たな施策について.....9
（１）ごみ処理に関する市民サービスの充実.....10
（２）適正なごみ処理体制の維持.....12
（３）一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し.....14
（４）その他のごみ減量施策、適正排出に向けて.....19
おわりに.....21

はじめに

舞鶴市では、平成 28 年 4 月に舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定され、３Ｒ（ごみの発生抑制、ものの再使用、資源化）の推進と、適正な廃棄物処理施設の整備・維持管理に努められているところである。

一方で、計画策定以降、廃棄物をめぐる情勢の変化は著しく、とりわけ、食品ロスや海洋プラスチック問題については、去る 5 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が公布され、また、同月政府においては「プラスチック資源循環戦略」を策定。さらに 6 月には、G20 サミットにおいて、海洋ごみに関する合意がとりまとめられるなど、国内外において廃棄物に係る新たな方向性が次々と示されている。

こうした中、平成 31 年 3 月 25 日に開催した舞鶴市廃棄物減量等推進審議会において、舞鶴市長から「舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直し」「一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し」について諮問を受け、諮問事項のうち、「一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し」（以下、「ごみ処理手数料」という。）については、基本計画の中間見直しを検討する上で重要な事項であることから、市の要請により先行して審議することとした。

本審議会では、廃棄物に係る昨今の動向、舞鶴市における廃棄物の状況や地域特性に留意しながら、多様な立場から審議し意見の取りまとめを行ったので、ここに中間答申するものである。

令和元年●●月●●日
舞鶴市廃棄物減量等推進審議会
会長　山　川　肇

１．舞鶴市の一般廃棄物処理施策の概要、ごみの現状について

環境省の一般廃棄物実態調査（平成 29 年度）によると、舞鶴市の1人1日あたりごみ排出量は929ｇとなっており、ここ数年はゆるやかな減少傾向にあるものの、京都府平均の843ｇ、全国平均の920ｇと比較すると本市の排出量は多く、ごみ減量、発生抑制の余地は大きいものと考えられる。

一方で、資源化率については、平成29年度は12.9％と、全国平均の20.2％、京都府平均の 15.9％のいずれも下回っている。本市のごみの特性を見ると、ごみの 88％を占める可燃ごみには紙類が多く含まれており、近年の全国推計では可燃ごみの約 30％が紙類とされているが、本市では約 40％となっている。プラスチックの割合についても、全国推計では10％弱となっているが、本市では10％超となっている。このように本市ではリサイクル可能な資源が『ごみ』として処分されており、可燃ごみの一層の分別が可能であると考えられる。

こうした中、市では、不燃ごみ7種9分別収集を平成31年4月から開始し、新たにプラスチック包装・袋類を分別収集・資源化の対象としたところである。これにより本市におけるプラスチックの資源化を推進する仕組みが整い、一層の分別・資源化が進み、資源化率の向上が期待される。

中間処理後の最終処分量（埋立ごみ量）に関しては、市民１人あたりの年間の最終処分量は、全国平均、京都府平均のいずれよりも多く、ごみ処理の効率化を図るとともに、不燃ごみとして排出する際の分別をさらに進めることが求められる。

現在、市では、最終処分場の整備を進められているところであり、近年中には、清掃事務所（焼却施設）、リサイクルプラザの改修が予定されている。こうした施設整備により本市のごみ処理が適正に実施されているところであるが、ごみ処理体制や施設の維持には多額の費用を要している。さらには、これからの持続可能な地域づくりに向けては、将来的な施設整備費や環境負荷の低減を目指し、市民がライフスタイルを転換して、更なる３Ｒに取り組む必要がある。

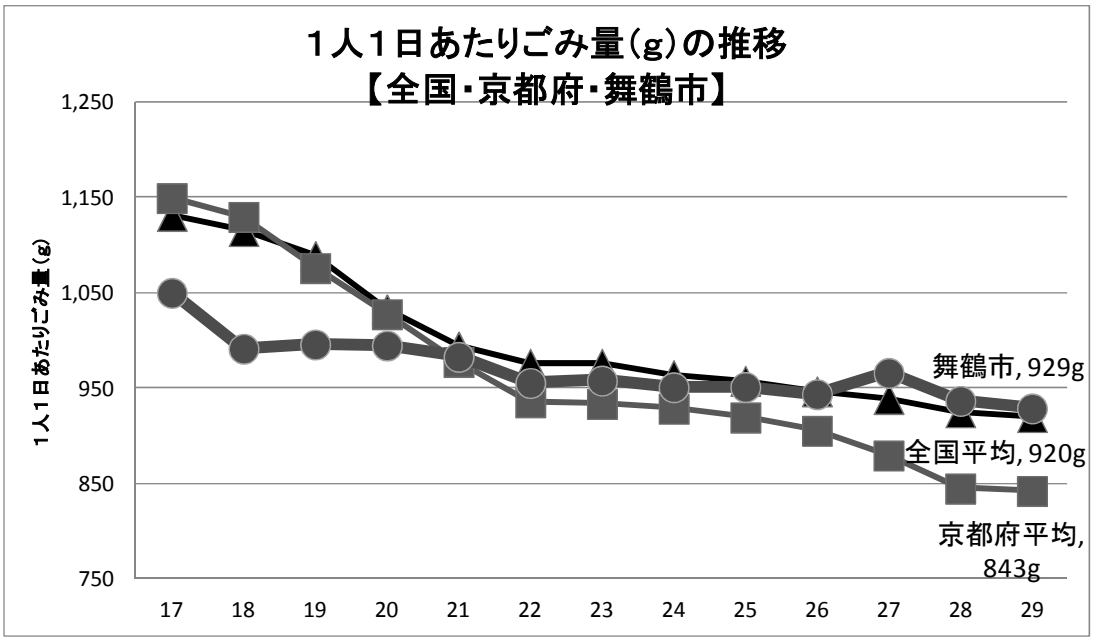

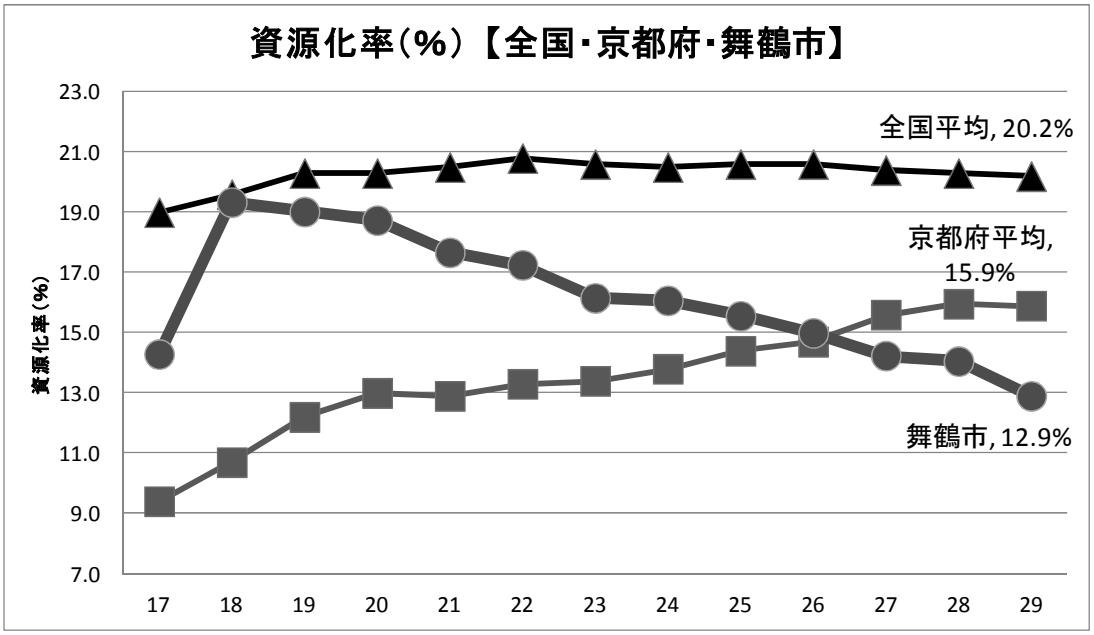

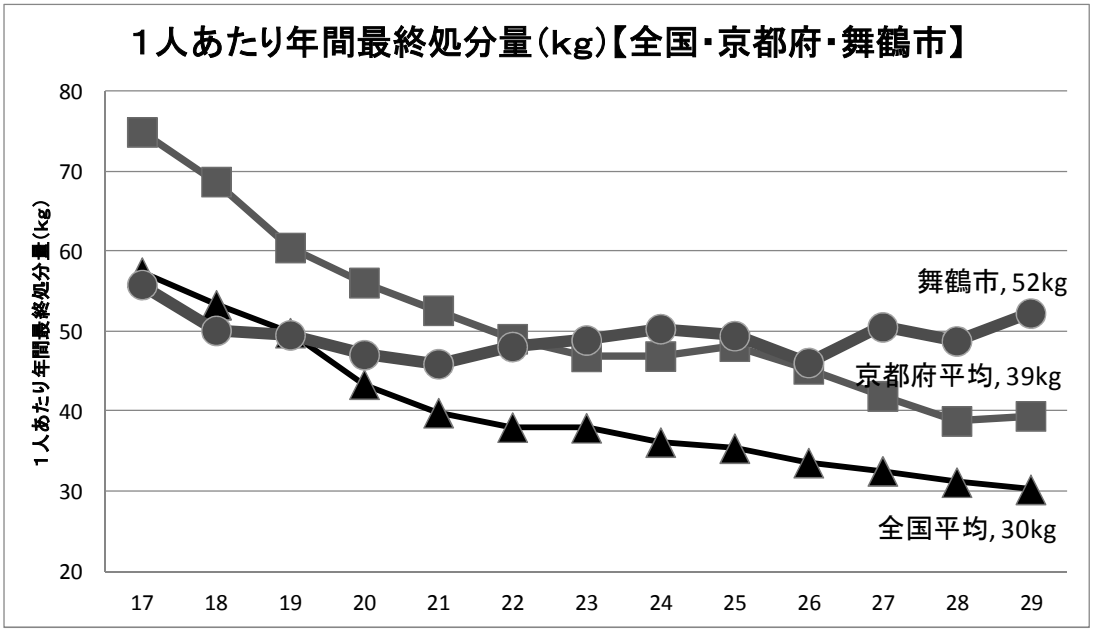

※「環境省一般廃棄物実態調査」をもとに作成

２．審議事項の概要

市では、「ごみ処理における市民サービスの充実、適正なごみ処理体制の維持」「ごみ処理・資源化での公平な受益者負担」「３Ｒの推進と環境負荷の低減」に対応するため、制度的・財政的基盤である『一般廃棄物（ごみ）処理手数料』の見直しにより、市民のライフスタイルの転換を促し、持続可能な地域づくりを進め、また、公平な受益者負担の実現を目指そうとしている。

本審議会では、市が示した下記のフロー【概要】を元に審議を行った。

一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しのフロー【概要】

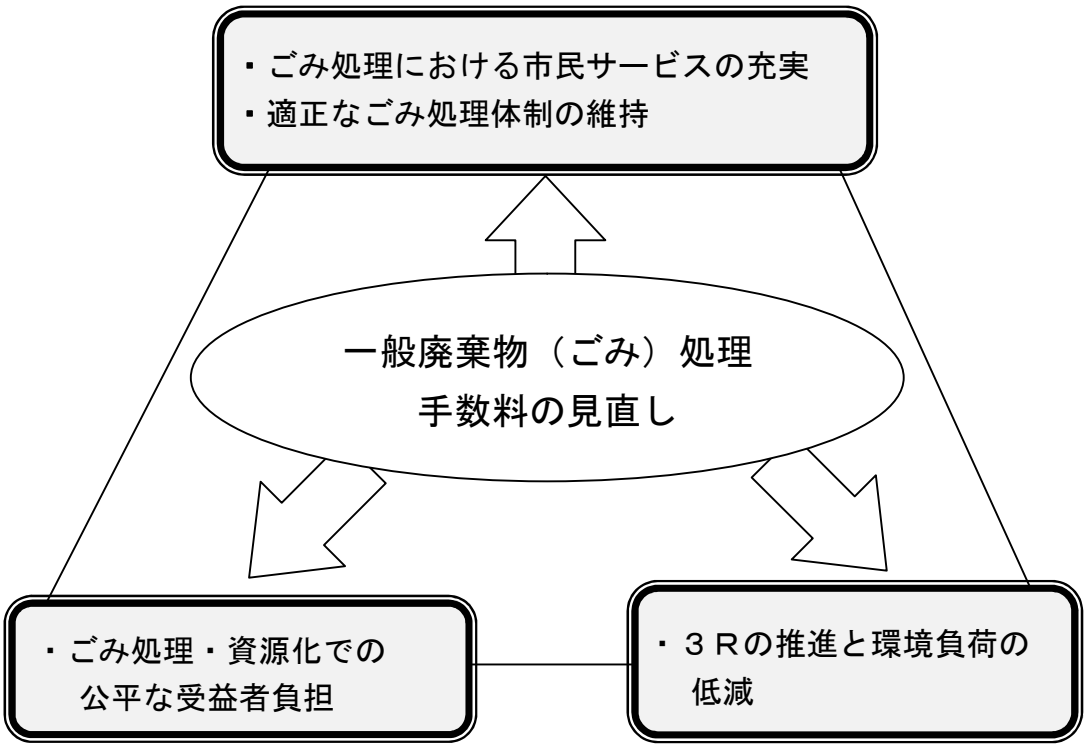

３．中間答申

私たちは日々の生活の中で当たり前のようにごみを出している。しかし、その当たり前のことは、いつまでも当たり前に継続できるものではない。舞鶴市の将来と持続可能性を考えると、ごみの出し方やごみ処理体制、ごみ減量･分別、そして関連するライフスタイルについて、私たちの考えを改めるべき時期が来ている。

ごみの排出量に関し、国が 2018 年 6 月に策定した第四次循環型社会形成推進基本計画では、2025 年度を目標年次として、１人１日あたりの家庭系ごみ排出量を 440ｇに、家庭系食品ロス量を半分に、また、埋立ごみ量を 70%削減するとしている。

	家庭系ごみ排出量 （1 人 1 日あたり）	埋立量 （年間・ｔ）
舞鶴市の状況	2018 年　650g	2000 年　9540t 2018 年　4341t 54%削減
国の目標を舞鶴市に当てはめる場合	2025 年　440g	2025 年　2862t 70%削減

これらの目標値は 2015 年に国連で採択された SDGs（持続可能な開発目標）にも関連しており、本市の現状に比べてはるかに高い目標となっている。しかし、国際社会の一員として、また、国民として、舞鶴市民もその大きな目標を意識し、現状を見つめ直さなければならない。

持続可能な地域の基盤の一つは、環境面、財政面の両面における持続可能なごみ処理体制である。舞鶴市は環境影響を減らすべく適正なごみ処理施設の維持・整備に努めているところであるが、ごみの埋立地（最終処分場）はどこにでも整備できる施設ではなく、整備には多額の費用を要し、さらには跡地利用は困難であることから、できる限り長く使う必要がある。清掃事務所（焼却施設）やリサイクルプラザについても、整備に多額の費用を要し、数十年単位で更新しなければならない施設である。こうしたことから、市民一人ひとりがごみを減量し、将来の施設整備規模を小さくすることは環境面と財政面の両面から必要となる。

また市民が等しくごみ分別に取り組み、ごみを出しやすい仕組みを構築することは、市民サービスの充実の観点からも、またリサイクルを促進する上でも重要な課題である。そのため資源ごみの収集回数の拡充や高齢者等への戸別収集は早急に実施する必要がある。しかしながら

これらの実施にはさらに費用を要することとなる。

市が行うごみ処理は、不要となった物を回収し、環境への負担ができる限り小さくなるように処理するもので、良好な生活環境という「価値」を維持するための事業である。それには多額の費用を必要としているが、そのほとんどの費用は税金によってまかなわれており、特に不燃ごみについては料金が徴収されていない。その一方で、ごみ減量や分別・資源化に取り組む市民と、排出量の多い市民との格差も広がりつつある。従って、不燃ごみ処理の費用の一部を、税金ではなく、ごみを出す人がごみ処理の対価として支払うように制度を改革することで、『ごみを出すこと』と費用負担との関係性を明確にすることは、公平な費用負担のもと、不燃ごみの処理を適正に維持し、利便性を向上するための財源を確保するために必要となっている。

近年、人口減少が進んだ結果、市民１人あたりのごみ処理費用は増えている。また、施設維持に要する各種資機材や人件費は年々高騰、消費税増税等の負担も発生している。現在の可燃ごみ処理手数料は、こうした負担増やこれからのごみ処理体制・施設を維持するために十分な水準ではない点も課題となっている。

一方、本市の１人１日あたりごみ量は他市と比較して多い。これまでから可燃ごみの有料化などによりごみ減量に努めてきたところであるが、現在も埋立ごみなどの不燃ごみの処理料金はすべて無料としている。ごみの有料化は全国 58%の自治体で実施しており、そのうち 32%の自治体では資源ごみも有料としている。本市に隣接する自治体においても、何らかの形で不燃ごみの有料化や指定ごみ袋制に移行している。このように先行して不燃ごみの有料化、さらには、ごみ処理手数料水準の見直しを行っている自治体の多くでは本市以上のごみ減量を達成している。

さらには、本市がこれまで不燃ごみの無料施策を維持してきた負の側面として、ごみをより安価に処理するために舞鶴市民を装い他自治体から持ち込まれる「越境ごみ」の問題や、事業者が生活ごみを装い産業廃棄物を搬入する問題など、本市の施設への不適正な搬入による施設や埋立地への影響が懸念されることにもなっている。また、施設においては、直接搬入の増加により、周辺環境への影響、施設内の安全管理、財政面での負担も課題となっている。

ごみに関する仕組みを見直すことは、今の生活習慣や行動、経済活動を変えることであり、容易に進むものではない。しかし、今の世代が、

最大限の努力をしないまま将来の世代に大きな負担を負わせることが無いように、市民・事業者がこうした本市の状況を深く理解した上で、ごみに関する行動や習慣を見直し、しっかりと３Ｒを推進しなければならない。そして、持続可能な地域としてこの舞鶴を未来に引き継がなければならない。

本審議会では、以上の考えのもと、「一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し」について、次のとおり中間答申する。

埋立ごみ、ペットボトル、プラスチック容器包装類の処理の有料化、可燃ごみ処理手数料の値上げ、直接搬入時の手数料徴収は、市民サービスの充実やごみ処理体制の維持、３Ｒの推進と環境負荷の低減、公平な受益者負担の実現に有効な施策であり、本市においても導入すべきである。

あわせて不燃ごみの収集回数の拡充や戸別収集等の排出困難者への支援は、第４期審議会でも答申しているとおり、市民の利便性向上と資源化の推進にも繋がるため、手数料見直しのタイミングと合わせて実施するよう要請する。

一方で、この度の手数料の見直しにより、新たな市民負担が発生し、その負担感は市民それぞれに異なることから、導入にあたっては次の事項に留意し、市民の理解のもと進める必要がある。

- 新たな市民の負担は、本市の持続可能な地域づくりと、公平な受益者負担の実現を考慮して適正な水準とする。
- 本市のごみの状況やごみ処理施設に関する情報、ごみ処理に要する費用、手数料収入とその使途をしっかりと広報するとともに、見直しにあたっては市民に対して丁寧な説明を行う。特に以下の点をしっかりと伝えること。
  - 不燃ごみの分別区分の見直しにより分別は進むことになったが、本市の１人１日あたりごみ排出量は全国的にも多く、今の環境をよりよい形で次世代へ繋いでいくため、そして市民の将来的な負担を減らすため、有料化による現世代の協力が不可欠であること。
  - 人口減少に伴う市民１人あたりのごみ処理費用増加、施設更新の必要性、施設維持に要する各種資機材や人件費の高騰、消費税増税等により費用が増加しており、現在のごみ処理手数料は、こうした負担増やこれからのごみ処理体制・施設を維持するために十分な水準ではないこと。
  - 施設への直接搬入増加が施設周辺の環境悪化や施設の費用増加につながっており、さらに進むと施設運営や施設周辺での生活や事業活動に支障が生じることになりかねないこと。

以下、審議会での市の説明内容と審議内容について記述する。

４．一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しと新たな施策について

ごみ処理手数料の見直しと新たな施策については、次のフロー図【詳細】が市から示されている。

以下、審議内容について個別に記載する。

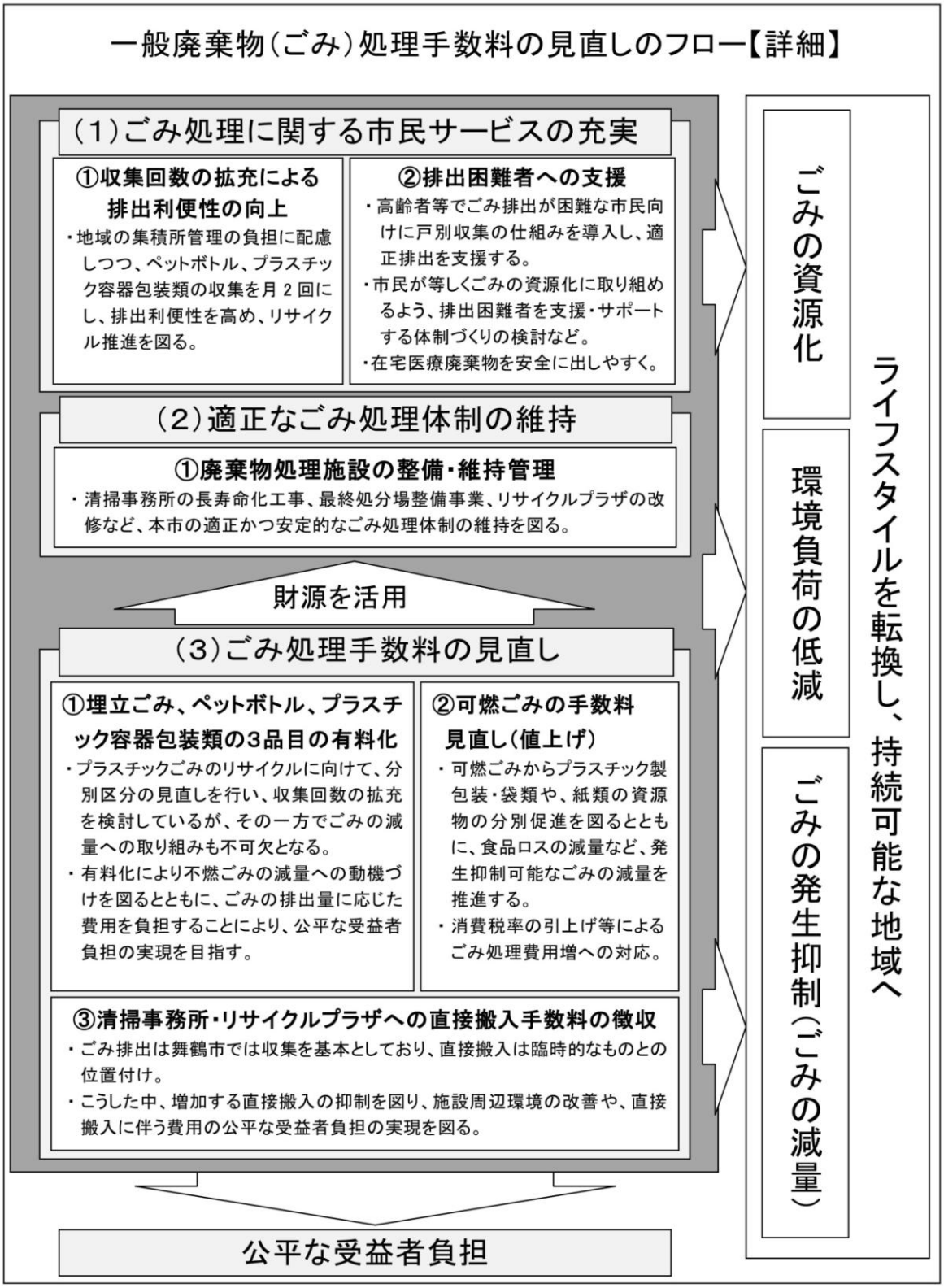

（１）ごみ処理に関する市民サービスの充実

①収集回数の拡充による排出利便性の向上

【市の取り組み案】

1）ペットボトル、プラスチック容器包装類の月 2 回収集の実施

- 不燃ごみ 7 種 9 分別を実施し、リサイクル対象品目の拡大を行ったことにより、プラスチックごみの資源化を進めることとなった。一方で、家庭で保管するごみ量が増加し、課題となっている。
- 不燃ごみのうち、『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』の 2 品目については収集回数を月 2 回とし、排出機会の拡充を図ることによりさらなるリサイクルの推進を図る。
- ただし、集積所を管理する自治会の地域負担に配慮するため、第 4 期審議会の答申のとおり、集積所を管理する自治会の立ち番負担については、秩序維持を図りつつも、地域事情に応じて段階的に立ち番の任意化を進めることも検討する。

【実施時期】

- 不燃ごみ（埋立ごみ、ペットボトル、プラスチック容器包装類）の有料化時

【第 5 期審議会での意見】

✧ ペットボトル、プラスチック容器包装類については、多くの自治体では月 4 回、または、月 2 回収集としている。本市のように現在の月 1 回の収集では、ごみの日と排出者の都合や、ライフスタイルと合致しないと、長期間自宅でごみを保管しなければならなくなる。また、プラスチック製の包装袋類の分別を推進するためにも、収集回数の拡充は必要と考える。

✧ 収集回数が多くなると、近親者や地域住民などが行うごみ出し支援も行いやすくなる。

✧ 排出利便性の向上については、第 4 期審議会でも答申しているが、可燃ごみの集積所に不燃ごみを出すことができれば、高齢者等の排出困難者にとっても利便性が向上するので、市での検討を進められたい。

✧ 「ペットボトル」「プラスチック容器包装類」だけが月２回になると、収集回数がごみの種別で異なることになるため、ごみの出し間違いや、集積所での立ち番、取り残しの対応など自治会の負担が増加することも考えられるため、配慮が必要である。

②排出困難者への支援

【市の取り組み案】

1）高齢者等への戸別収集の実施

- 高齢等により自宅からごみステーションに排出できない場合で、ホームヘルプサービスを利用している等の一定の要件を満たした人を対象に民間事業者を活用した戸別収集を行い、廃棄物の適正排出の推進を図る。

2）在宅医療等での不燃ごみ等排出支援

- 在宅医療で排出される不燃ごみは感染の懸念があるため地域の不燃ごみ集積所には出せないこととしており、また、可燃ごみとしても出せないため、リサイクルプラザに直接搬入することとしている。
- 在宅医療で発生する点滴･透析バッグ類等の不燃ごみは減量を行うことが難しいケースもあり、在宅医療での負担が増加することにもなっている。
- 在宅医療で発生する不燃ごみについては、一定の要件のもとで専用袋を配布するなど、安全に排出、収集することができるような負担軽減や仕組みづくりを行う。

※支援策は個人を対象とし、医療機関等の事業者が排出する廃棄物はこれまでから市では回収しておらず本支援事業の対象外とする。また、注射針等の感染のおそれがある廃棄物は市施設では処理ができないためこれまでどおり医療機関等で回収し、適正処理する。

3）ごみの分別や排出ルールの見直しに関する個別の説明など、排出困難者を支援・サポートする体制づくりの検討。

【実施時期】

- 不燃ごみ（埋立ごみ、ペットボトル、プラスチック容器包装類）の有料化時

【第5期審議会での意見】

✧ 戸別収集については、行政が支援の対象とする基準づくりは重要であるが、支援を市だけで判断するのではなく、基準や仕組みづくり、また実際の運用に際しても、福祉現場の意見を聞くことが必要と考える。

✧ 在宅医療廃棄物は種類も多様であるため、市民にとって負担が少なく、わかりやすい分別ルールや排出方法を検討しなければならない。

✧ 排出困難者への支援には集積所を増やすことにより対応できるケースもあり、多様な視点から支援を検討してほしい。

（２）適正なごみ処理体制の維持

①廃棄物処理施設の整備・維持管理

【市の取り組み案】

１）廃棄物処理施設の整備

- すでに事業着手している清掃事務所（焼却施設）の長寿命化工事と最終処分場整備のほか、リサイクルプラザについても整備から 20 年が経過していることから、今後改修が見込まれる。適正なごみ処理体制を維持するため、大規模な施設整備・改修が必要となっている。

【各施設の更新予定】

・清掃事務所（焼却施設）長寿命化工事

事業期間：令和元年度～令和 5 年度
事 業 費：約 38 億円
能　　力：120ｔ/24H
供用期間：令和 6 年度～（15 年間）

・最終処分場（中間処理後一般廃棄物埋立施設）整備工事（増設）

事業期間：平成 26 年度～令和 3 年度
事 業 費：約 14 億円　※埋立地のみの増設
能　　力：12 万 3 千㎥
供用期間：令和 4 年度～15 年間（その後は新たな施設を整備）

・リサイクルプラザ（破砕・選別・圧縮・減容施設）の改修

状　　況：施設供用から約 20 年が経過し、近年中には大規模な改修が必要となっている。

２）廃棄物処理施設の維持管理

- 本市では処理施設の維持管理に年間約 15 億円のごみ処理費用を要している。市では、これまでから廃棄物処理施設の維持管理費用の削減に努めてきたが、施設の老朽化、要修繕箇所の増加、人件費や材料費の高騰、委託業者等の働き方改革が進む中で、施設維持と経費削減の両立が難しくなっている。
- こうした社会的背景に加え、消費税率の引上げ等により施設の整備・維持に要する費用は増加傾向にある。
- 市としては、経費削減に努めつつも、適正かつ安定的なごみ処理体制を維持する必要がある。

【第 5 期審議会での意見】

✧ ごみ処理手数料や分別について考える際には、将来のごみ処理施設の整備費用や環境負荷の低減に向けて、現在の世代が将来の世代に対して何ができるのか長期的視点で考える必要がある。 そのためには、ごみ処理施設の見学の機会を設けることや、施設整備や維持管理費用を市民に見えるようにするなど、市民の理解を醸成する情報発信が重要となる。

✧ ごみ減量の取り組みにより、将来どのようにごみ処理費用が減少するのかという長期的な視点が大切であり、ごみ処理基本計画の中間見直しを検討する中で考慮する必要がある。

（３）一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し

①不燃ごみ(埋立ごみ、ペットボトル、プラスチック容器包装類)の有料化

【市の取り組み案】

1）不燃ごみ（埋立ごみ、ペットボトル、プラスチック容器包装類）の有料化

- 現在は無料で処理している『埋立ごみ』『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』について、指定ごみ袋制により料金を徴収する「不燃ごみの有料化」を行う。（単純従量制、ごみ処理手数料制）

2）手数料水準

- 近隣自治体や産業廃棄物の水準、市の廃棄物処理費用等を考慮して検討
- ペットボトル、プラスチック容器包装類の手数料は、可燃ごみ、埋立ごみよりも料金水準を抑え、分別の障害にならないように留意しつつ、発生量を削減する。

【不燃ごみ有料化の必要性】

1）適正なごみ処理体制の維持からの必要性

- 不燃ごみの処理は、家庭で不要となった物を回収し、環境への負担ができる限り小さくなるように処理するもので、良好な生活環境という価値を維持するための事業であるが、その実施に当たっては税金が投入されている。また利便性向上に向けて今後収集回数を増やす際には費用が増加する。
- 本市では不燃ごみの 43%は埋め立られており、埋立量の約半分を占める。現在の埋立地の容量は残り少なく、埋立地の増設工事を実施しているものの多額の費用が必要となっている。またリサイクルプラザの老朽化も著しく、近年中には大規模な改修が必要となっている。
- 不燃ごみの有料化は、不燃ごみ処理の費用の一部を、税金ではなく、ごみを出す人がごみ処理の対価として支払うようにする制度改革であり、公平な受益者負担のもと、不燃ごみの処理を適正に維持し、利便性を向上するための財源を確保のために必要となっている。

2）埋立ごみ・プラスチックごみ減量に向けての必要性

- 現在増設している埋立地の容量を使い切った後には新たな施設の建設が必要となるが、その立地は一般に困難であり、また整備をするにも多額の費用を要し、跡地利用も難しい。こうしたことから、埋立地をできる限り長く使うため、不燃ごみの減量が必要とされている。
- プラスチックごみに関しては、2019 年 6 月の G20 サミットにおいて、2050 年までに新たな海洋プラスチック汚染をゼロにすることが確認されており、

プラスチックごみの削減や流出防止に向けては、国内外で取り組みが進められている。こうした中、海と共に歩み、発展してきた本市としても、使い捨てプラスチックの大幅な減量と海洋プラスチック流出ゼロを意識した取り組み強化が不可欠である。

- 不燃ごみの有料化は、『ごみを出すこと』と費用負担との関係性を明確にする制度改革であり、不燃ごみ処理の価値を認識し、埋立ごみの削減、使い捨てプラスチックの削減を促すことを目指すものである。
- 本市の１人１日あたりごみ排出量は他市と比較して多い。ごみの有料化は全国 58%の自治体で実施しており、そのうち 32%の自治体では資源ごみも有料としている。本市に隣接する自治体においても、何らかの形で不燃ごみの有料化や指定ごみ袋制に移行している。このように先行して不燃ごみの有料化、さらには、ごみ処理手数料水準の見直しを行っている自治体の多くでは本市以上のごみ減量を達成している。

【第５期審議会での意見】

✧ 埋立ごみは、埋立地への負荷を考えると有料化の優先順位は高い。

✧ ペットボトル、プラスチック容器包装類については、分別促進を図りつつも、有料化により発生抑制にも誘導し、プラスチックごみの削減を進めることが大切である。

✧ プラスチックの削減については、個人の努力では削減が難しい部分もある。市から事業者に向けた施策や協力依頼をしていくことも必要である。

✧ 今からごみを減らして今の環境をよりよい形で次世代へ繋いでいくため、そして市民の将来的な負担を減らすため、有料化による現世代の協力が必要ということをわかりやすく説明していくことが必要である。

✧ 有料化にあたっては、ごみ減量・分別に関する本市の厳しい現状について危機感を持って発信し、市民にしっかりと伝える必要がある。また、処理費用や分別区分見直しによるごみ量の変化など、ごみの現状についての情報発信、有料化の目的や必要性の周知が不可欠である。

✧ 有料化による負担感は市民により異なることから、負担軽減措置や小売店等での店頭回収、拠点回収の充実等により排出機会の確保を図り、負担感を大きく感じる市民への配慮が必要である。

②可燃ごみの処理手数料見直し（値上げ）

【市の取り組み案】

1）可燃ごみ処理手数料の見直し

- すでに指定ごみ袋制により処理料金を徴収している『可燃ごみ』について、適正なごみ処理体制の維持とさらなるごみの発生抑制のため、処理料金を改定する。

2）手数料水準

- 近隣自治体や市の廃棄物処理費用等を考慮して検討

【可燃ごみ処理手数料見直しの必要性】

1）さらなるごみ発生抑制に向けての必要性

- 本市では、平成 17 年に可燃ごみの有料化を実施し、約 20%のごみ減量を図ったところであるが、近年の 1 人 1 日あたりごみ量は横ばい傾向となっている。
- 平成 29 年度には京都府の 1 人 1 日あたりごみ量は 843ｇとなっており、舞鶴市総合計画においても令和 4 年度には 896ｇまでごみ減量を図ることを目標としている。一方で、平成 29 年度の本市の実績は 929ｇとなっており、京都府平均に向けては 9.2%、市目標に向けては 3.5%の減量が必要となっている。
- 国においては第四次循環型社会形成推進基本計画において、2025 年度には 1 人 1 日あたり生活系ごみ量を 440ｇにするとの目標を掲げており、本市としても将来的なごみ減量を具体的に推進する発生抑制施策が必要。
- 近年、プラスチックごみや食品ロスの削減など、ごみ減量への社会的要請はますます高まっており、こうした中、ごみ減量に取り組む市民とそうでない市民の間での取り組みの差は拡大している。ごみ減量に取り組む人には負担を小さく、ごみ量の多い人には相応の負担を求める仕組みとし、公平な受益者負担の実現を目指すことが必要となっている。

2）適正なごみ処理の維持からの必要性

- 最終処分場の残余量はひっ迫しており、清掃事務所（焼却施設）、リサイクルプラザの老朽化は著しい。新規の施設整備や大規模な施設改修にあたり、適正なごみ処理を維持するための財源確保が喫緊の課題となっている。
- 廃棄物処理施設には機能拡充や高度処理が求められ、将来的にも廃棄物処理施設に要する費用は増加することが予想される。
- 人件費や材料費の高騰、委託業者等の働き方改革が進み、施設の整備・維持に要する経費は増加し、施設維持と経費削減の両立が難しい状況となっている。

● 全国的にも、また、近隣他市においても消費税相当分の料金改定や、ごみの発生抑制を推進するための手数料の値上げが行われている。

【第 5 期審議会での意見】

✧ 不燃ごみ 7 種 9 分別収集の実施により、プラスチック製の包装・袋類の分別収集、資源化が行われることとなったが、他市と比較しても可燃ごみに含まれるプラスチックの割合は多く、また、食品ロスのさらなる減量や、紙ごみ分別への誘導を図る必要がある。

✧ プラスチック製の包装・袋類の分別により、ごみ減量に向けた啓発効果は認められるものの、更なるごみ減量に取り組む必要が無くなっているわけではない。多量にごみを排出する人には相応の負担をしてもらうという公平な受益者負担の実現にも目を向ける必要がある。

✧ 不燃ごみ 7 種 9 分別収集を実施して、すぐに可燃ごみの処理手数料の値上げや不燃ごみの有料化ということになると、市民の理解も得にくい。このため、舞鶴市のごみの状況や、ごみ処理や施設整備費用と合わせて、収入の状況についてもしっかりと説明する必要がある。

✧ 人口減少と個人負担の増加は密接な関係にあることから、将来的な負担増加を少しでも抑えられるように、今有料化が必要である。

③清掃事務所・リサイクルプラザへの直接搬入手数料の徴収

【市の取り組み案】

1）清掃事務所・リサイクルプラザへの直接搬入に対する受付手数料の徴収

● 直接搬入増加による弊害を抑制し、公平な費用負担を実現するため、清掃事務所・リサイクルプラザへの直接搬入時に処理手数料とは別に受付手数料を徴収する。

2）手数料水準

● 直接搬入の受け入れに要する費用等を考慮して検討

【直接搬入手数料徴収の必要性】

● 本市のごみ排出では、ごみ処理施設の近隣者と遠方者との間での公平性や施設周辺環境への影響、処理効率等を考慮して、「収集」を基本としている。

● 施設への直接搬入台数は年々増加しており、20 年前と比較すると、清掃事務所に搬入する生活ごみの台数は 4 倍の 20 万台に、リサイクルプラザへの搬入台数は 2 倍の 12 万台となっている。他市に比べても直接搬入量の割合は多い。

- 搬入台数の増加に伴い、施設周辺の環境悪化や道路渋滞など生活環境への影響が発生しており、施設運営面においても、施設での誘導や分別指導、設備等に特別な費用を要することになっている。搬入台数の増加傾向が今後さらに進むと施設運営や施設周辺での生活や事業活動に支障が生じることにもなりかねない。
- 不燃ごみについては近隣自治体では有料化されているが、本市では無料で受け入れをしていることもあり、市外在住者や事業者による不適正なごみ搬入が行われ、舞鶴市民の負担が増加する結果となっており、施設搬入時の展開検査の強化等、第４期審議会での答申に沿った対応も必要となっている。
- こうしたことから、施設での受け入れ体制整備等に要する特別な費用については利用者が負担する仕組みとし、直接搬入台数の抑制と、直接搬入を利用する人・しない人との間の公平な受益者負担の実現を図る。

【第５期審議会での意見】

✧ 直接搬入は臨時であるということを改めて市民が認識し、ライフスタイルや慣習の見直しを含めて考える必要がある。
✧ 利用者は、地域との関係性やライフスタイル等の事情があって集積所にごみ出しができない人がやむを得ず行っている側面もあるかもしれないが、その一方で、搬入者の都合で利用しているという側面もある。
✧ こうした中、廃棄物処理施設の周辺の地域や環境への配慮、また、搬入車両が排出する排気ガスやＣＯ2 削減などの環境負荷の点からは、現状は好ましい状況とは言えない。
✧ 直接搬入が大きく増加している中、直接搬入の仕組みを必要としている市民も多いものと考えられる。直接搬入の件数を減らすことと、利用者へのサービスとのバランスを取った制度設計を行う必要がある。
✧ 市民には、施設への直接搬入が抱える課題が十分に伝わっていないため、新たな仕組みへの移行にあたってはその課題や問題点について市民説明をしっかりと行う必要がある。

（４）その他のごみ減量施策、適正排出に向けて

【市の取り組み案】

１）ごみの集積所への排出について
①自治会向けのごみ集積所管理ルール
②ごみ集積所の台帳整理

２）2Rを推進するための新たな取り組み
①レジ袋の有料化
②リユース活動の活性化

３）適正排出を推進する環境づくり
①店頭回収や過剰包装の抑制など小売店による自主的な取り組み推進

４）既存事業（可燃ごみ処理手数料収入を活用した事業）
①不法投棄対策（パトロール、啓発看板）
②環境美化啓発看板の作成・配布
③ボランティア清掃活動支援（専用袋の配布、ごみ回収）
④紙おむつ専用袋の作成・提供
⑤古紙等資源回収報奨金
⑥ごみ分別ルールブック、ごみ減量ちらしの作成・配布　　など

５）第4期審議会答申によるもの
①食品ロスの減量啓発（3キリ運動の推進、食べ残しゼロ推進店舗の活用など）
②プラスチックごみの減量（減量啓発、レジ袋有料化など）
③リユース活動（情報発信など）
④事業系ごみの減量（清掃事務所での事業系ごみの搬入物検査や展開検査、指導、多量排出事業者への対応等、ごみの受け入れ体制の見直し）
⑤紙ごみ（分別啓発、資源化ルート確保）
⑥公平な受益者負担の実現（越境ごみ・ただ乗り対策、受け入れ体制の見直し）
⑦立ち番（管理ルールの整備、立ち番の任意化、学習機会の確保）
⑧戸別収集（家族力・地域力を損なわない戸別収集の実施）
⑨排出機会の確保（店頭回収、拠点型集団回収、公共施設での拡充、紙おむつ専用袋の交付拠点拡充、ペットボトル・プラスチック容器包装類の月2回収集）

⑩コミュニティの維持・活性化（自治会活動への支援、自治会への情報提供、共有、意見交換、集団回収やリユースへの支援）
【第５期審議会での意見】 ✧ 小売店等の事業者でもごみ減量やリサイクルなどの自主的な取り組みをしているが、コストばかりかかる印象がある。事業者向けの施策や啓発をもっと実施すべき。 ✧ 拠点回収は必ずしも行政が行う必要はなく、スーパーや小売店等に協力を求めることもできる。こうした民間の取り組みの活発化や自治会での資源回収活動の支援、グリーンコンシューマーやエシカル消費に関する情報提供などは、不燃ごみ等の有料化に負担感を感じる市民の受け皿にもなり、検討してはどうか。また、今後３Ｒ施策を進めるにあたり、ごみ処理基本計画の見直しの際に盛り込むことも検討すべき。 ✧ 自治会等で資源ごみを回収して有効活用する仕組みや、販売者や生産者が資源ごみを回収する仕組みを整備することは大切であり、そうした取り組みの活性化は必要である。 ✧ ごみ減量については、ごみを減量したらポイントが貯まるなどごみを減らすことでメリットがあるような仕組みがあれば、更にごみ減量が進むのではないか。

おわりに

第５期舞鶴市廃棄物減量等推進審議会では、舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しに向けて、ごみ処理手数料の見直しに関して先行して議論した。

審議会としての答申は以上のとおりであるが、市においては、ごみ処理手数料の見直しは市民の負担の増加が伴うことに留意し、ごみ処理施設に関する長期的な展望や、手数料の見直し内容について市民にしっかりと情報発信し、市民の理解のもと、円滑なごみ処理施策の運営に努められたい。

また、ごみ処理手数料の見直しについては、中間答申の内容を尊重し、ごみ処理手数料の見直し案並びに各種施策の具体化を図るとともに、実施に向けては本審議会へしっかりと説明を行うよう要請する。

本審議会では、引き続き一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて審議することになる。今後は、SDGs をはじめとする国際的な目標や脱プラスチックの動き、海洋プラスチック対策、また、食品ロスの削減などの今日的な課題を考慮し、３Ｒの推進と持続可能な地域づくりに向け議論を深めたいと考えている。

参考資料１

舞 市 生 第 579 号
平成 31 年 3 月 25 日

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会
会長　山 川　肇　様

舞鶴市長　多々見　良 三

舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則第３条に基づき次のとおり諮問します。

記

【諮問事項】
１．舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直し
２．一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し

【諮問理由】
現在の舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（計画期間：２０１６年度～２０２５年度）につきましては、２０１６年（平成２８年）に策定し、本市の廃棄物減量・資源化施策を推進してきたところでありますが、２０２１年度からの後期５年を迎えるにあたり、現計画において「主要な施策」に位置付けている事業の具体化や、第４期審議会の答申を考慮した計画の見直しについて検討する必要があります。

とりわけ、一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しに関しましては、公平な受益者負担の実現に向けた不燃ごみの有料化やごみ排出の利便性向上の検討について第４期審議会から答申をいただいているところであり、市といたしましても、平成１７年の可燃ごみの有料化から約１３年が経過する中、環境負荷の低減と資源の有効な活用、ごみ処理の効率化などの観点から、可燃ごみ、不燃ごみの発生抑制、分別推進に向けたさらなる取り組みを進める必要があるものと考えております。

近年、国連における「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されて以降、海洋プラスチックや食品ロスなどの廃棄物の問題に対する国際的な関心は高まっており、国においては『プラスチック資源循環戦略』の策定を進めるなど、廃棄物をめぐる国内外の取り組みが大きく進展しようとしています。

こうした中、市におきましては、長期的視野に立った廃棄物減量施策の推進と処理体制の構築、施設の整備について具体的な取り組みを進める必要があります。

つきましては、貴審議会において、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直し、並びに、一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しについてご審議いただきたく、ここに諮問いたします。

参考資料２

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会委員名簿（第５期）

（任期：平成30年10月5日～令和2年10月4日）

	氏　名	所　属　名　等
副会長	青山公三（アオヤマ コウゾウ）	京都府立大学　名誉教授 京都地域未来創造センター　統括マネージャー
	内海志伸（ウツミ シノブ）	舞鶴市老人クラブ連合会　会長
	尾上亮介（オノエ リョウスケ）	まいづる環境市民会議　顧問
	木谷絵美（キタニ エミ）	大浦・朝来・志楽地域包括支援センター
副会長	品田正明（シナダ マサアキ）	舞鶴自治連・区長連協議会　顧問
	田中小満（タナカ チマ）	市民
	谷口英子（タニグチ エイコ）	ＮＰＯ法人 まちづくりサポートクラブ　副代表理事
	西山隆成（ニシヤマ タカシゲ）	舞鶴商工会議所　専務理事
	藤原貴子（フジワラ タカコ）	舞鶴ＹＭＣＡ国際福祉専門学校　教務部長
	丸山拓哉（マルヤマ タクヤ）	公益社団法人 舞鶴青年会議所　理事長
	森　志乃ぶ（モリ シノブ）	市民
会長	山川肇（ヤマカワ ハジメ）	京都府立大学大学院生命環境科学研究科　教授

（敬称略、五十音順）

参考資料３

審議日程

第１回	１月 22 日	◆会長、副会長の選出 ◆報告 ①市の取り組みの進捗状況について ②ごみ減量・リサイクルをめぐる最近の動向について
第２回	３月 25 日	◆諮問 ①舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直し ②一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し ◆協議 ①諮問の経過について ②舞鶴市のごみの状況について ③不燃ごみの有料化について
第３回	５月 27 日	◆報告 ①不燃ごみ７種９分別の実施状況について ②小型家電等収集管理システム導入可能性調査の実施状況について ◆協議 ①可燃ごみ処理手数料の見直しについて ②直接搬入手数料の見直しについて ③ごみ処理費用・収入の状況について
第４回	８月 19 日	◆意見交換
第５回	10 月 29 日	◆協議 中間答申素案
第６回	11 月 26 日	◆協議 中間答申案 ◆中間答申（予定） 以降、ごみ処理基本計画の中間見直しについて審議（予定）
	令和２年 10 月	◆最終答申（予定）